

土 壌 関 係

○土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号 最終改正 平成26年3月20日環境省告示第44号)

項 目	環 境 上 の 条 件		測 定 方 法
	検 液 中 濃 度	農用地における基準	
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。		規格 38 に定める方法 (規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有 機 燐	検出されないこと。		昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	0.01mg/L 以下		規格 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L 以下		規格 65.2 に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度 (田に限る。) 15mg/kg 未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下		昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。		昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。		昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅		土壌中濃度 (田に限る。) 125mg/kg 未満	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

項 目	環 境 上 の 条 件		測 定 方 法
	検 液 中 濃 度	農地における基準	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L 以下		規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/L 以下		規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1 c) (注 ⁶)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下		規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
備 考			
<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>			